

熱中症対策の強化について

全国では、職場における熱中症によって、令和4年から3年連続で30人以上の方が亡くなっている状況にあります。

また、熱中症による死亡災害のほとんどは「**初期症状の放置・対応の遅れ**」が原因となって発生しています。このような状況を踏まえ、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正されます。

広島県の職場における熱中症の発生状況

令和6年の死傷者数（死亡者及び休業4日以上）は、対前年比で2人の増加。令和6年の死亡者は1人で、建設業（土木工事業）で発生しています。

➤ 職場における熱中症による死傷者数の推移（人）

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
8	3	15	16	32	26	24	11	20	21	23
(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)

※（ ）は死亡者数で内数

今回の改正内容

1 見つける（報告するための体制）

熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を**報告するための体制**（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ**定め**、関係作業員に対して**周知**すること



参考例等は裏面をご確認ください

2 判断し、対処する（手順作成）

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
 - ②身体の冷却
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- など、**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順**を事業場ごとにあらかじめ**定め**、関係作業員に対して**周知**すること

熱中症

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

実施要綱